

付属資料

1 男女平等参画に関する国内外の動き

年	世界の動き	国の動き	茨城県の動き	水戸市の動き
1975 (昭 50)	・ 国際婦人年 ・ 国際婦人年世界会議 (メキシコシティ)	・ 婦人問題企画推進本部, 婦人 問題担当室設置 ・ 婦人問題企画推進会議開催		
1976 (昭 51)	・ 国連婦人の 10 年(1976 ～1985 年)	・ 民法一部改正(離婚後の婚氏 続称制度の新設)		
1977 (昭 52)		・ 「国内行動計画」策定 ・ 国立女性教育会館設置		
1978 (昭 53)			・ 婦人問題を担当する課 として生活福祉部に青 少年婦人課を設置 ・ 「婦人問題対策連絡調 整要綱」制定 ・ 婦人問題懇話会設置	
1979 (昭 54)	・ 女子差別撤廃条約採択			
1980 (昭 55)	・ 「国連婦人の 10 年」中 間年世界会議(コペン ハーゲン) 女子差別撤 廃条約署名式	・ 女子差別撤廃条約署名 ・ 「民法家事審査法」改正	・ 婦人児童課において婦 人問題担当 ・ 第 2 次県民福祉基本計 画において「婦人の福 祉の向上」として位置 付ける	
1981 (昭 56)		・ 「国内行動計画後期重点目標」 策定		
1984 (昭 59)				・ 総務部総務課に婦人行政の総 合窓口を設置
1985 (昭 60)	・ 「国連婦人の 10 年」 最終年世界会議(ナイ ロビ) 「西暦 2000 年に向け ての婦人の地位向上 のためのナイロビ将 来戦略」採択	・ 「男女雇用機会均等法」制定 ・ 「女子差別撤廃条約」批准 ・ 「国籍法」改正		・ 市長公室企画課に婦人行政の 窓口を移す
1986 (昭 61)		・ 婦人問題企画推進本部拡充: 構成を全省庁に拡大 ・ 婦人問題企画推進有識者会議 開催	・ 新茨城県民福祉基本計 画において「女性の地 位向上と社会参加の促 進」として位置付ける	・ 婦人問題に関するアンケート 実施

年	世界の動き	国の動き	茨城県の動き	水戸市の動き
1987 (昭 62)		・「西暦 2000 年に向けての新 国内行動計画」策定		・婦人問題懇話会設置
1988 (昭 63)				・「水戸市婦人行政推進計画」 策定
1990 (平 2)	・「婦人の向上のための ナイロビ将来戦略に 関する第1回見直しと 評価に伴う勧告及び 結論」		・女性プラン策定に関す る提言(婦人問題推進 有識者会議より) ・茨城県女性対策推進本 部設置	・「婦人施策の概要」作成
1991 (平 3)		・「育児休業法」公布	・「いばらきローズプラ ン 21」策定 ・婦人児童課内に女性対 策推進室設置 ・いばらきローズプラン 21 推進委員会設置	
1992 (平 4)				・市長公室文化室に女性行政係 設置
1993 (平 5)		・「パートタイム労働法」施行	・児童福祉課女性青少年 室設置	・女性行動計画策定委員会設置
1994 (平 6)		・男女共同参画室、男女共同参 画推進本部、男女共同参画審 議会設置	・女性青少年課設置	・国際文化課女性行政係に名称 変更
1995 (平 7)	・第 4 回世界女性会議 (北京) 「北京宣言」「行動綱 領」採択	・「育児休業法」改正 ・「ILO156 号条約(家族的責 任条約)」批准	・茨城県長期総合計画に 「男女共同参画社会 の形成」として位置付 ける ・男と女・ハーモニー週 間の設定	・「水戸市女性行動計画」策定 ・「前期実施計画」(平成 7 ～ 11 年度)策定 ・水戸市女性行動計画推進委員 会設置 ・水戸市女性行動計画推進本部 設置
1996 (平 8)		・男女共同参画推進連携会議 (えがりてネットワーク)発 足 ・男女共同参画審議会「男女共 同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画 2000 年プラ ン」策定	・「いばらきハーモニー プラン」策定	・「男女共同参画都市」宣言 ・担当所管を国際文化課女性行 政推進室に強化
1997 (平 9)		・男女共同参画審議会設置 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「介護保険法」公布		・情報誌「びよんど」創刊
1998 (平 10)				・「女性人材バンク」創設

年	世界の動き	国の動き	茨城県の動き	水戸市の動き
1999 (平 11)		・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布・施行	・女性青少年課を福祉部から知事公室に組織替	・国際文化課男女共同参画推進室に名称変更 ・「日本女性会議 2001 ひと実行委員会」設立
2000 (平 12)	・女性 2000 年会議（ニューヨーク）	・「男女共同参画基本計画」策定 ・「児童虐待防止法」施行 ・「ストーカー規制法」施行	・「いばらきハーモニープラン後期実施計画」策定	・「後期実施計画」（平成 12～15 年度）策定
2001 (平 13)		・男女共同参画会議，男女共同参画局設置 ・「DV 防止法」施行 ・第 1 回男女共同参画週間 ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定	・「茨城県男女共同参画推進条例」施行 ・男女共同参画審議会設置	・「日本女性会議 2001 ひと」開催 ・水戸市男女平等参画基本条例制定 ・「水戸市男女文化センターびよんど」開館 ・男女共同参画推進室を課相当の組織とする
2002 (平 14)		・「改正育児・介護休業法」施行 ・アフガニスタンの女性支援に関する懇話会開催	・「茨城県男女共同参画基本計画（新ハーモニープラン）」策定	・「男女平等に関する相談」開始 ・水戸市男女平等参画苦情処理委員会設置 ・水戸市男女平等参画推進委員会設置 ・水戸市男女平等参画推進本部，水戸市男女平等参画推進連絡会議設置
2003 (平 15)		・男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定 ・「少子化社会対策基本法」公布，施行 ・女子差別撤廃条約実施状況第 4 回・5 回報告審議 ・「次世代育成支援対策推進法」公布，施行		・担当所管を男女平等参画推進室に名称変更

年	世界の動き	国の動き	茨城県の動き	水戸市の動き
2004 (平 16)		・「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正		・「水戸市男女平等参画推進基本計画」策定 ・「前期実施計画」（平成 16～21 年度）策定 ・「全国男女共同参画宣言都市サミット in みと」開催
2005 (平 17)	・国連女性の地位委員会（北京＋10）閣僚級会合（ニューヨーク）	・「男女共同参画基本計画（第 2 次）」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	・女性プラザ男女共同参画支援室設置	・男女平等参画推進月間事業の実施（9 月） ・標語の募集開始
2006 (平 18)	・東アジア男女共同参画担当大臣会合（東京）	・「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	・「茨城県男女共同参画実施計画」（平成 18～22 年度）策定	・男女平等参画社会づくり功労賞表彰制度設置
2007 (平 19)		・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 ・「子どもと家族を応援する日本」重点戦略とりまとめ ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		・担当所管を男女平等参画推進課に変更
2008 (平 20)		・「改正DV防止法」施行 ・女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告提出 ・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定		
2009 (平 21)		・男女共同参画会議「政府が実施する男女共同参画の形成の促進に関する施策の実施状況及び今後の取組に向けての意見(新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について)」決定 ・男女共同参画シンボルマーク決定 ・「育児・介護休業法」改正 ・女子差別撤廃委員会の最終見解公表		・写真の募集開始 ・「後期実施計画」（平成 22～26 年度）策定

2 計画策定の経過

開催日	会 議 等	内 容
平成 21 年 5 月 15 日	第 1 回水戸市男女平等参画推進連絡会議	・「水戸市男女平等参画推進基本計画」 後期実施計画の策定について
8 月 20 日	第 1 回水戸市男女平等参画推進委員会	・「水戸市男女平等参画推進基本計画」 後期実施計画の策定について (諮問)
8 月 21 日～ 9 月 11 日	水戸市男女平等参画推進委員会委員から意見の募集	
10 月 9 日	第 2 回水戸市男女平等参画推進委員会	・「水戸市男女平等参画推進基本計画」 後期実施計画（素案）について ・答申書（案）について
10 月 28 日	水戸市男女平等参画推進委員会	・答申
11 月 5 日	第 2 回水戸市男女平等参画推進連絡会議	・「水戸市男女平等参画推進基本計画」 後期実施計画（素案）について
11 月 19 日	政策会議	・「水戸市男女平等参画推進基本計画」 後期実施計画（案）について
12 月 15 日～ 平成 22 年 1 月 14 日	パブリック・コメント手続き による計画案の公表	
2 月 12 日	第 1 回水戸市男女平等参画推進本部	・「水戸市男女平等参画推進基本計画」 後期実施計画の決定

3 諮問書

男女推諮問第 1 号

平成 21 年 8 月 20 日

水戸市男女平等参画推進委員会 様

水戸市長 加藤 浩一

「水戸市男女平等参画推進基本計画」後期実施計画の策定について（諮問）

本市では、平成16年に「水戸市男女平等参画推進基本計画」を策定し、様々な施策に取り組んでまいりました。特に毎年9月を「男女平等参画推進月間」と定め、広く市民や事業者の皆様の理解と関心を深めるため、重点的に啓発事業を行ってまいりました。

近年、厳しい経済状況や少子高齢化社会、高度の情報化の進展等、社会経済情勢が急激に変化するなか、社会の活力を取り戻すため、男性も女性も、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女平等参画社会の実現が、より重要なキーワードとなっております。

本市では、「水戸市男女平等参画推進基本計画」を着実に推進していくため、平成 22 年度から平成 26 年度までに取組むべき施策としての後期実施計画を策定します。

つきましては、「水戸市男女平等参画推進基本計画」後期実施計画の策定について、水戸市男女平等参画基本条例第 19 条に基づき、貴委員会の意見を求めます。

4 答申書

男 女 推 答 申 第 1 号

平成21年10月28日

水戸市長 加藤 浩一 様

水戸市男女平等参画推進委員会
会 長 鈴木 重次

「水戸市男女平等参画推進基本計画」後期実施計画の策定について（答申）

平成21年8月20日付男女推諮問第1号をもって、当委員会に対し諮問のありました「水戸市男女平等参画推進基本計画」後期実施計画の策定につきましては、下記のとおり答申いたします。

記

- 1 「水戸市男女平等参画推進基本計画」後期実施計画（案） 別添のとおり
- 2 「水戸市男女平等参画推進基本計画」後期実施計画（案）答申にかかわる付帯意見
 - （1）指標項目を精査したことは評価する。特に、政策・方針決定過程への女性の参画をより一層進めていくため、審議会等における女性委員の割合など、掲げた目標値の実現に努めていただきたい。
 - （2）農業の分野において、男女がその能力を十分に発揮できるよう家族経営協定の促進及び女性農業士の育成と支援のため、数値目標を上げるための見直しをしていただきたい。
 - （3）次世代育成支援対策推進法の理念にのっとり、労働者の職業生活と家庭生活との両立を図るため、必要な雇用環境の整備等に取り組んでいる企業に対しては、入札の際考慮していただきたい。
 - （4）市民意識調査などの実施時期を明記したことは評価する。これらの調査を男女平等参画社会の実現を目指して活動している団体と、協働で行うなどの配慮を期待する。
 - （5）企画提案型市民協働啓発講座の実施が新規事業として掲げられたことは、男女平等参画社会の意識の醸成を図る上からも評価する。公募など広く募集することにより、裾野を広げていただきたい。

5 水戸市男女平等参画推進委員会委員名簿

平成 21 年 8 月 20 日現在

氏 名	所属団体・役職名等	備 考
雨谷 精一	市議会副議長	
伊藤 充朗	市議会議員	
岩田 伸子	水戸市学校長会	
江幡 博明	水戸商工会議所青年部	
大関 竜太郎	水戸青年会議所	
大槻 義光	水戸農業協同組合	
風岡 和子	一般公募	
加藤 祐一	茨城県経営者協会	
金藤 ふゆ子	常磐大学准教授	
小口 秀久	一般公募	
酒井 はるみ	茨城大学名誉教授	副会長
鹿倉 よし江	水戸女性フォーラム	
鈴木 重次	産婦人科医	会長
清宮 正人	茨城県知事公室女性青少年課長	
関内 清子	NPO 法人 M・I・T・O 2 1	
荘司 道之介	水戸市住みよいまちづくり推進協議会	
袴塚 禮子	水戸商工会議所女性会	
星 知里	厚生労働省茨城労働局雇用均等室長	
吉澤 幸子	水戸女性会議	

(50音順)

6 水戸市男女平等参画基本条例

平成 13 年 3 月 27 日
水戸市条例第 33 号

前文

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 8 条)
第 2 章 市が行う基本的施策(第 9 条—第 17 条)
第 2 章の 2 苦情処理等(第 18 条—第 18 条の 5)
第 3 章 男女平等参画推進委員会(第 19 条—第 20 条の 4)
第 4 章 補則(第 21 条)
付則

水戸市は、徳川時代には御三家の一つとして男女ともに文武にわたる進取の気概に支えられ、幕末の危機的な状況から明治維新を経て今日に至るまで発展を遂げてきたが、一方では古い伝統と風習が育^{はぐ}まれてきた都市でもある。日本国憲法は、すべての人は法の下に平等であり、男女による性的差別をしてはならないことをうたっている。古い伝統と風習は、ともすると憲法の理念に反し、固定的な性別役割分業の制約を受ける結果となり、社会のさまざまな分野で男女間の格差を生じさせている。

男女共同参画社会基本法は、少子・高齢化、経済・文化の国際化、情報化等の大きな社会変動と男女の変化の中で、男女の実質的平等を達成することを目指して制定されたものである。

水戸市は、平成 8 年 4 月に、全国に先駆け「平等・創造・平和」を基本理念とし男女共同参画都市宣言をした。

平成 13 年 9 月開催の『日本女性会議 2001 もと』を契機とし、宣言を実効性のあるものにし、日常生活において実質的な男女の平等を実現させるため、市・市民・事業者が一体となって取り組むべきことを決意し、ここに市民参加の下、本条例を議員提案で制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女平等参画社会へ向けての基本理念及びその目指すべき姿を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定め、計画的に推進し、もって、乳幼児から高齢者に至る男女の個性及び尊厳が守られ、平等、創造及び平和を基調とした心豊かな男女平等参画社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等参画 男女が社会の平等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が対等に社会的、政治的、経済的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことができることをいう。
- (2) 市民 市内に住所を有する者、勤務する者又は在学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業を行うすべてのものをいう。
- (4) 積極的格差是正措置 男女平等参画に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (5) ジェンダー 生物学的又は生理学的な性別とは異なり、男女の役割を固定的にとらえる社会的又は文化的に培われてきた性別をいう。
- (6) セクシュアルハラスメント 市民生活のあらゆる場において他の者を傷つけ、若しくは不快にさせる性的な言動又は性別の違いによる社会的な慣行によって、強要され不利益を被ることをいう。
- (7) ドメスティックバイオレンス 夫やパートナーから受ける精神的、経済的、身体的又は言語的な暴力及び虐待をいう。

(基本理念)

第 3 条 市、市民及び事業者は、次の各号に掲げる事項を基本理念として、男女平等参画社会の推進に努めるものとする。

- (1) 男女が性別による差別的取扱いを受けず、個人としての尊厳が重んじられ、能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女がそれぞれに自立した個人として、多様な生き方が選択でき、かつ、尊重され、自己責任に基づく自己決定権が確立されること。
- (3) 男女がお互いの理解の下で、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。

- (4) 男女がそれぞれ家庭及び社会の責任を担い、家庭、学校、地域、職場その他あらゆる場における活動に平等な立場で参画し、責任を分かち合えること。
- (5) 男女がそれぞれ政策、方針及び計画の決定に平等な立場で参画する機会が確保されること。
- (6) 男女がそれぞれ国際的協調の進展を踏まえ、多様な価値を創造し、形成すること。

(目指すべき姿)

第4条 市、市民及び事業者は、男女平等参画社会の実現に当たり、次の各号に掲げる事項を目指すべき姿とし、この達成に努めるものとする。

- (1) 家庭において目指すべき姿
 - ア 家族一人一人がジェンダーにとらわれることなく、個性を尊重し、多様な生き方を選択できる家庭
 - イ 家族一人一人が固定的な性別役割分業の意識を超えて、家事、育児、介護等を担いあう家庭
 - ウ 家事労働、育児、介護等、従来女性が担ってきた無償労働に対し、必要に応じて経済的評価を与えること。
- (2) 学校において目指すべき姿
 - ア 男女平等が促進されるよう、児童、生徒及び教職員がジェンダーにとらわれることなく、それぞれの個性や人権を大切にする学校
 - イ ジェンダーにとらわれることなく、係、当番等の役割分担が行われ、進学、就職等において、個人の能力や適性を考慮した選択が尊重される学校
- (3) 地域において目指すべき姿
 - ア 男女の人権が尊重され、差別なく平等に諸活動に参加し、企画や実践にかかわる地域
 - イ 男女平等が阻害される慣習又はしきたりをなくし、ジェンダーにとらわれることなく、それぞれの行動や考え方が尊重され、意思決定される地域
 - ウ 女性が積極的に社会参画し、リーダーシップが発揮できる地域
 - エ 老若男女を問わず、男女平等参画社会について生涯にわたり学習する機会が等しく享受される地域
- (4) 職場において目指すべき姿
 - ア 個人の意欲、能力、個性等が合理的かつ適切に評価され、募集、採用、配置、賃金、昇進又は再雇用等について性別を理由とする差別がない職場
 - イ 長時間労働又はストレスのない環境を実現し、ゆとりと活力のある家庭生活が保障され、地域活動又はボランティア活動に参加しやすい職場
 - ウ 男女が等しく、育児又は介護のために時間及び休業を取得でき、仕事と家庭が両立できる職場
 - エ 妊娠、出産又は更年期等女性のライフステージに応じた適切な健康管理が行われる職場
 - オ セクシュアルハラスメントがなく、安心して働ける環境が保障される職場
 - カ 農業、商業等の自営業において、女性の労働が正當に評価される職場
- (5) スポーツ・レクリエーション活動の場において目指すべき姿
 - ア ジェンダーにとらわれることなく、個人の能力又は個性を発揮し、自由に参画できる活動の場
 - イ 性別にとらわれることなく、計画及び方針の決定又は指導に平等に参画できる活動の場

(性別による権利侵害の禁止)

第5条 性別を理由とする権利侵害及び差別的取扱いを禁止する。

- 2 家庭、学校、地域、職場等のあらゆる場においてセクシュアルハラスメントを禁止する。
- 3 乳幼児から高齢者にいたる男女において、ドメスティックバイオレンス又は虐待を禁止する。
- 4 広告、ポスター等、公衆に表示するすべての情報において、固定的な性別役割分業、女性に対する暴力及び性の商品化を助長し、又は連想させる表現を行わないよう努めなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、男女平等参画の推進のため、市の進めるすべての施策に男女平等参画の視点を導入するとともに、第2章に掲げる施策を実施するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第7条 市民は、家庭、学校、地域、職場等のあらゆる分野で男女平等参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女平等参画に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 市民は、家庭、学校、地域、職場等において、ドメスティックバイオレンス又は虐待の事実を知った場合には、関係機関へ通報するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、その事業活動に関し、第3条の基本理念にのっとり、男女平等参画の推進に自ら努めるとともに、市が実施する男女平等参画に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、男女平等参画社会の推進のため、その事業活動に関し、積極的格差是正措置を講じるよう努めるものとする。

第2章 市が行う基本的施策

(基本計画の策定)

第9条 市長は、男女平等参画の推進のための基本計画を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画の策定又は変更に当たっては、水戸市男女平等参画推進委員会(以下「推進委員会」という。ただし、第19条を除く。)の意見を聴取し、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めるものとする。

- 3 市長は、基本計画を策定したときは、議会に報告するとともに、市民及び事業者に周知し、協力を促すものとする。

(実施状況の年次報告)

第10条 市長は、毎年、施策の実施状況を議会及び推進委員会に報告するものとする。

- 2 市長は、毎年、施策の実施状況を市民及び事業者に周知するものとする。

(総合的な拠点施設の整備)

第11条 市は、男女平等参画の推進に向けた諸施策を実施し、男女平等参画の取組みを支援するため、総合的な拠点施設を整備するものとする。

(市における積極的格差是正措置)

第12条 市(関連する団体を含む。以下この条において同じ。)は、男女平等参画の推進のため、市の人事管理及び組織運営において、個人の能力を合理的かつ適切に評価し、積極的格差是正措置を講じるよう努めるものとする。

- 2 市は、男女平等参画の推進のため、政策決定の機会等において、積極的格差是正措置を講じるよう努めるものとする。

(市の附属機関における積極的格差是正措置)

第13条 市は、男女平等参画の推進のため、市の附属機関の委員の任命又は委嘱に当たり、個人の能力を合理的かつ適切に評価し、積極的格差是正措置を講じるよう努めるものとする。

(広報啓発活動)

第14条 市は、男女平等参画について、広く市民及び事業者の理解が深まるよう啓発、学習促進等に積極的に努めるものとする。

(情報収集)

第15条 市は、男女平等参画に関する情報の収集及び分析を行うとともに、市民及び事業者に公表し、又は提供するよう努めるものとする。この場合において、個人情報保護の保護に関しては最大限の配慮をしなければならない。

(市民又は事業者への支援)

第16条 市は、市民又は事業者が実施する男女平等参画を推進する活動を支援するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国、県、他の自治体との連携)

第17条 市は、男女平等参画に関する施策の実施に当たり、国及び県の施策等と調整を図りながら、他の自治体との広域的連携に努めるものとする。

第2章の2 苦情処理等

(苦情処理)

第18条 男女平等参画の権利若しくは人権を侵害され、又は社会的な慣行等により差別的な扱いを受けた市民は、市長に対して苦情を申し出ることができる。ただし、次の各号に掲げる事項に対する苦情は、この限りでない。

- (1) 判決、裁判等により確定した事項
 - (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
 - (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第16条に規定する紛争に関する事項
 - (4) 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第102号)第1条に規定する個別労働関係紛争に関する事項
 - (5) その他市長が調査することが適当でないと認める事項
- 2 市長は、前項の規定による申出があったときは、水戸市男女平等参画苦情処理委員会(以下「苦情処理委員会」という。ただし、次条を除く。)に諮問するものとする。
- 3 苦情処理委員会は、必要があると認めるときは、諮問された事項について関係者の説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又は資料の提出を求めることができる。

4 市長は、苦情処理委員会の答申を経て当該関係者に助言、指導又は勧告をすることができる。

(設置)

第18条の2 前条第1項の規定による申出について、市長の諮問に応じて調査審議するため、水戸市男女平等参画苦情処理委員会を置く。

(組織等)

第18条の3 苦情処理委員会は、男女平等参画について優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する5人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 苦情処理委員会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

4 会長は、苦情処理委員会の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第18条の4 苦情処理委員会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 苦情処理委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 苦情処理委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密を守る義務)

第18条の5 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第18条の6 苦情処理委員会の庶務は、市長公室において行う。

第3章 男女平等参画推進委員会

(設置)

第19条 男女平等参画について、市長の諮問に応じて情報を収集し、及び啓発活動の現状を把握するとともに男女平等参画を推進するため、水戸市男女平等参画推進委員会を置く。

(組織等)

第20条 推進委員会の委員の定数は、30人以内とする。この場合において、男女それぞれの委員の定数は、委員の定数の2分の1を原則とする。

2 委員は、市民、事業者及び学識経験者のうちから、市長が委嘱する。この場合において、市民及び事業者の委員の一部は、公募によるものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 推進委員会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

5 会長は、推進委員会の会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第20条の2 推進委員会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 推進委員会、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 推進委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第20条の3 市長は、特別な事項を調査するため、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会の委員は、第20条に規定する委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に、部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会の委員の互選により選出し、部会の運営については、前条の規定を準用する。

5 部会において調査を行った場合は、当該調査の結果を推進委員会に報告するものとする。

(庶務)

第20条の4 推進委員会の庶務は、市長公室において行う。

第4章 補則

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成13年9月28日から施行する。

付 則(平成14年3月27日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(水戸市女性行動計画推進委員会条例の廃止)

2 水戸市女性行動計画推進委員会条例(平成 5 年水戸市条例第 1 号)は、廃止する。
付 則(平成 20 年 7 月 15 日条例第 33 号)
この条例は、公布の日から施行する。

7 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日
法律第 78 号

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二條 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三條 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四條 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五條 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六條 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七條 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八條 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに これらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後

の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成一一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

8 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

昭和 47 年 7 月 1 日
法律第 113 号

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等
 - 第一節 性別を理由とする差別の禁止等（第五条—第十条）
 - 第二節 事業主の講ずべき措置（第十一条—第十三条）
 - 第三節 事業主に対する国の援助（第十四条）
- 第三章 紛争の解決
 - 第一節 紛争の解決の援助（第十五条—第十七条）
 - 第二節 調停（第十八条—第二十七条）
- 第四章 雑則（第二十八条—第三十二条）
- 第五章 罰則（第三十三条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法 の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

（基本的理念）

第二条 この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

（啓発活動）

第三条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（男女雇用機会均等対策基本方針）

第四条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針（以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項
二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項

3 男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。

4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

6 前二項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第一節 性別を理由とする差別の禁止等

（性別を理由とする差別の禁止）

第五条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第六条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

- 一** 労働者の配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）、昇進、降格及び教育訓練
 - 二** 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生措置であつて厚生労働省令で定めるもの
 - 三** 労働者の職種及び雇用形態の変更
 - 四** 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新
- （性別以外の事由を要件とする措置）

第七条 事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であつて労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

(女性労働者に係る措置に関する特例)

第八条 前三条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつてい

る事情を改善することを目的として女性労働者に関し行う措置を講ずることを妨げるものではない。

(婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等)

第九条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。

3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

4 妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

(指針)

第十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで及び前条第一項から第三項までの規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

2 第四条第四項及び第五項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第二節 事業主の講ずべき措置

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置)

第十一条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置)

第十二条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

第十三条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようになるため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第三節 事業主に対する国の援助

第十四条 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつてい

る事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

一 その雇用する労働者の配置その他雇用に関する状況の分析

二 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつてい

善するに当たつて必要となる措置に関する計画の作成

三 前号の計画で定める措置の実施

四 前三号の措置を実施するために必要な体制の整備

五 前各号の措置の実施状況の開示

第三章 紛争の解決

第一節 紛争の解決の援助

(苦情の自主的解決)

第十五条 事業主は、第六条、第七条、第九条、第十二条及び第十三条第一項に定める事項（労働者の募集及び採用に係るものを除く。）に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

(紛争の解決の促進に関する特例)

第十六条 第五条から第七条まで、第九条、第十一条第一項、第十二条及び第十三条第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第二十七条までに定めるところによる。

(紛争の解決の援助)

第十七条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第二節 調停

(調停の委任)

第十八条 都道府県労働局長は、第十六条に規定する紛争（労働者の募集及び採用についての紛争を除く。）について、当該紛争の当事者（以下「関係当事者」という。）の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に調停を行わせるものとする。

2 前条第二項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

(調停)

第十九条 前条第一項の規定に基づく調停（以下この節において「調停」という。）は、三人の調停委員が行う。

2 調停委員は、委員会の委員のうちから、会長があらかじめ指名する。

第二十条 委員会は、調停のため必要があると認めるときは、関係当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

2 委員会は、第十一条第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争に係る調停のために必要があると認め、かつ、関係当事者の双方の同意があるときは、関係当事者のほか、当該事件に係る職場において性的な言動を行つたとされる者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第二十一条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第二十二条 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第二十三条 委員会は、調停に係る紛争について調停による解決の見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 委員会は、前項の規定により調停を打ち切つたときは、その旨を関係当事者に通知しなければならない。

(時効の中断)

第二十四条 前条第一項の規定により調停が打ち切られた場合において、当該調停の申請をした者が同条第二項の通知を受けた日から三十日以内に調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

(訴訟手続の中止)

第二十五条 第十八条第一項に規定する紛争のうち民事上の紛争であるものについて関係当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、関係当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一 当該紛争について、関係当事者間において調停が実施されていること。

二 前号に規定する場合のほか、関係当事者間に調停によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(資料提供の要求等)

第二十六条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(厚生労働省令への委任)

第二十七条 この節に定めるもののほか、調停の手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四章 雑則

(調査等)

第二十八条 厚生労働大臣は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。

2 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。
(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十九条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。
(公表)

第三十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで、第九条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条及び第十三条第一項の規定に違反している事業主に対し、前条第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(船員に関する特例)

第三十一条 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項 に規定する船員及び同項 に規定する船員になろうとする者に関しては、第四条第一項並びに同条第四項及び第五項（同条第六項、第十条第二項、第十一条第三項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。）、第十条第一項、第十一条第二項、第十三条第二項並びに前三条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第四条第四項（同条第六項、第十条第二項、第十一条第三項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。）中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第六条第二号、第七条、第九条第三項、第十二条及び第二十九条第二項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第九条第三項中「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項 の規定による休業を請求し、又は同項 若しくは同条第二項 の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第一項 又は第二項 の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二十九条第二項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、第十八条第一項中「第六条第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「第二十一条第三項のあつせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」とする。

2 前項の規定により読み替えられた第十八条第一項の規定により指名を受けて調停員が行う調停については、第十九条から第二十七条までの規定は、適用しない。

3 前項の調停の事務は、三人の調停員で構成する合議体で取り扱う。

4 調停員は、破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その地位を失う。

5 第二十条から第二十七条までの規定は、第二項の調停について準用する。この場合において、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条中「委員会」とあるのは「調停員」と、第二十一条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が置かれる地方運輸局（運輸監理部を含む。）」と、第二十六条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱っている」と、第二十七条中「この節」とあるのは「第三十一条第三項から第五項まで」と、「調停」とあるのは「合議体及び調停」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第三十二条 第二章第一節及び第三節、前章、第二十九条並びに第三十条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第二章第二節の規定は、一般職の国家公務員（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第四号 の職員を除く。）、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員及び自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項 に規定する隊員に関しては適用しない。

第五章 罰則

第三十三条 第二十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五八年一二月二日法律第七八号）

1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則 （昭和六〇年六月一日法律第四五号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第二十条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、第一条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律及び第二条の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成三年五月一五日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

附 則 (平成七年六月九日法律第一〇七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年十月一日から施行する。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家については、前条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第三十条及び第三十一条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家に関し、労働省令で定めるところにより、当該働く婦人の家を設置している地方公共団体が当該働く婦人の家を第二条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第三十四条に規定する勤労者家庭支援施設に変更したい旨の申出を労働大臣に行い、労働大臣が当該申出を承認した場合には、当該承認の日において、当該働く婦人の家は、同条に規定する勤労者家庭支援施設となるものとする。

附 則 (平成九年六月一八日法律第九二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条(次号に掲げる改正規定を除く。)、第三条(次号に掲げる改正規定を除く。)、第五条、第六条、第七条(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第三条、第六条、第七条、第十条及び第十四条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第一条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第二十六条の前の見出しの改正規定、同条の改正規定(「事業主は」の下に「、労働省令で定めるところにより」を加える部分及び「できるような配慮をするように努めなければならない」を「できるようにしなければならない」に改める部分に限る。)、同法第二十七条の改正規定(「講ずるよう努めなければならない」を「講じなければならない」に改める部分及び同条に二項を加える部分に限る。)、同法第三十四条の改正規定(「及び第十二条第二項」を「、第十二条第二項及び第二十七条第三項」に改める部分、「第十二条第一項」の下に「、第二十七条第二項」を加える部分及び「第十四条及び」を「第十四条、第二十六条及び」に改める部分に限る。))及び同法第三十五条の改正規定、第三条中労働基準法第六十五条第一項の改正規定(「十週間」を「十四週間」に改める部分に限る。)、第七条中労働省設置法第五条第四十一号の改正規定(「が講ずるよう努めるべき措置についての」を「に対する」に改める部分に限る。))並びに附則第五条、第十二条及び第十三条の規定並びに附則第十四条中運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)第四条第一項第二十四号の二の三の改正規定(「講ずるよう努めるべき措置についての指針」を「講ずべき措置についての指針等」に改める部分に限る。)) 平成十年四月一日
(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。))並びに第四百七十二條の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。))並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第百五十七条第四項から第六項まで、第百六十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

(新地方自治法第百五十六条第四項の適用の特例)

第百二十二条 第三百七十五条の規定による改正後の労働省設置法の規定による都道府県労働局(以下「都道府県労働局」という。))であって、この法律の施行の際第三百七十五条の規定による改正前の労働省設置法の規定による都道府県労働基準局の位置と同一の位置に設けられているものについては、新地方自治法第百五十六条第四項の規定は、適用しない。

(職業安定関係地方事務官に関する経過措置)

第二百二十三条 この法律の施行の際現に旧地方自治法附則第八条に規定する職員（労働大臣又はその委任を受けた者により任命された者に限る。附則第二百五十八条において「職業安定関係地方事務官」という。）である者は、別に辞令が発せられない限り、相当の都道府県労働局の職員となるものとする。

（地方労働基準審議会等に関する経過措置）

第二百二十四条 この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による地方労働基準審議会、地方職業安定審議会、地区職業安定審議会、地方最低賃金審議会、地方家内労働審議会及び機会均等調停委員会並びにその会長、委員その他の職員は、相当の都道府県労働局の相当の機関及び職員となり、同一性をもって存続するものとする。

（国等の事務）

第二百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第一百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第一百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

附 則 （平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成一三年七月一日法律第一一二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則 （平成一三年一月一六日法律第一一八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一四年五月三十一日法律第五四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「旧法令」という。）の規定により海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸運支局の事務所の長（以下「海運監理部長等」という。）がした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「新法令」という。）の規定により相当の運輸監理部長、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長（以下「運輸監理部長等」という。）がした処分等とみなす。

第二十九条 この法律の施行前に旧法令の規定により海運監理部長等に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、新法令の規定により相当の運輸監理部長等に対してした申請等とみなす。

第三十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成一四年七月三十一日法律第九八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

第三十八条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成一八年六月二一日法律第八二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、附則第七条の規定は、社会保険労務士法の一部を改正する法律（平成十七年法律第六十二号）中社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号の四の改正規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第六条第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に係属している同法第五条第一項のあつせんに係る紛争については、第一条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「新法」という。）第十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（時効の中断に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に委員会に係属している第一条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第十四条第一項の調停に関し当該調停の目的となっている請求についての新法第二十四条の規定の適用に関しては、この法律の施行の時に、調停の申請がされたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法及び第二条の規定による改正後の労働基準法第六十四条の二の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二〇年五月二日法律第二六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前にした行為及び前条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(検討)

第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、運輸の安全の一層の確保を図る等の観点から運輸安全委員会の機能の拡充等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

9 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日
法律第 31 号

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
- 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）
- 第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）
- 第四章 保護命令（第十条―第二十二條）
- 第五章 雑則（第二十三条―第二十八條）
- 第六章 罰則（第二十九条・第三十條）

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- （婦人相談員による相談等）
- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。
- （婦人保護施設における保護）
- 第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。
- （配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）
- 第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。
- （警察官による被害の防止）
- 第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- （警察本部長等の援助）
- 第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところによ

り、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和三十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和三十二年法律第六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）に、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行

っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。
（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。
（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。
（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。
（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
(保護命令の取消し)
- 第十七条** 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。
(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)
- 第十八条** 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。
(事件の記録の閲覧等)
- 第十九条** 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。
(法務事務官による宣誓認証)
- 第二十条** 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。
(民事訴訟法の準用)
- 第二十一条** この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。
(最高裁判所規則)
- 第二十二条** この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第二十三条** 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。
(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

10 男女共同参画都市宣言

平成8年4月1日

美しい自然に恵まれ豊かな歴史を^{はぐく}育んできた、わたしたちのまち水戸
わたしたちは、水戸のまちをさらに輝きあふれる明日へとつなぐため、「平等・創造・平和」
を基本理念とし、男女がともにわかちあい、ともにつくる社会の実現に向け、水戸市を「男
女共同参画都市」とすることを宣言します。

- 1 わたしたちは、ともに一人ひとりが尊重しあい、平等のもとに生き生きと暮らせるまち
水戸をつくれます。
- 1 わたしたちは、ともに自らの意思で社会のあらゆる分野に参画し、次の世代へとつなぐ
豊かでゆとりのあるまち水戸をつくれます。
- 1 わたしたちは、ともに地球環境を守り、世界へ向けて、友情と平和の輪を広げるまち水
戸をつくれます。

1 1 用語解説

○ 育児・介護休業法

「育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。育児休業制度，介護休業制度など，子の養育又は家族の介護を行う労働者等に対する支援措置を講ずること等により，雇用の継続及び再就職の促進を図り，職業生活と家庭生活との両立に寄与することを通じて，福祉の増進を図り，あわせて経済及び社会の発展に資することを目的としている。男女ともに子育てや介護をしながら働き続けることができる社会を目指して，平成21年に改正された。

○ NPO

営利を目的としない民間の組織。男女共同参画，医療・福祉，まちづくりなど多様な分野において市民が行う自由な社会貢献活動であり，平成10年には特定非営利活動促進法（NPO法）が施行された。

○ 家族経営協定

家族で取り組む農業経営について，経営の方針や家族一人ひとりの役割，就業条件・就業環境などについて家族みんなで話し合いながら取り決めるもの。

○ ケアハウス

おおむね60歳以上（夫婦の場合，どちらか一方が60歳以上）で，かつ，身体機能の低下等が認められ又は高齢等のため，独立して生活するには不安が認められる者で，家族による援助を受けることが困難な者を低額な料金で利用させる施設。

○ 女性のチャレンジ支援策

国の男女共同参画会議の専門調査会において，男女がともに個性と能力を十分に発揮できる活力ある社会の構築に向け，女性の多様な能力を活かせるよう，様々な分野へのチャレンジ支援策について取りまとめた提言をいう。女性のチャレンジは社会に活気を与え，ひいては，男性も元気にするという観点から，必要とされる支援策の方向をまとめている。

○ セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせ。市民生活のあらゆる場において他の者を傷つけ，若しくは不快にさせる性的な言動又は性別の違いによる社会的な慣行によって，強要され不利益を被ることをいう。

○ 男女平等参画

男女が社会の平等な構成員として，自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され，男女が対等に社会的，政治的，経済的及び文化的利益を享受することができ，かつ，共に責任を担うことができることをいう。

○ ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫や恋人など親密な関係にある男性から女性に対して振られる暴力。これまでは当事者の私的な問題とされ社会的な対応が遅れていたが、女性に対する人権問題であるとして国連でも採り上げられ、我が国でも平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が制定された。

○ バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。元来は建築用語として、建物内の段差の解消など、物理的障害の除去という意味合いが強かったが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という目的でも用いられている。

○ メディア・リテラシー

新聞や雑誌、インターネットなどメディアからの情報を読み解き、使いこなす能力。自らメディアを使って情報を発信する能力も含む。リテラシーとは、読み書き能力と訳される。

○ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

性と生殖に関する健康／権利。平成6年の国際人口開発会議において提唱された概念で、身体的、精神的、社会的に良好な状態を保障し、妊娠、出産、避妊、性感染症などに関して自らの意思を尊重するという考え方をさす。

○ ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指す。平成19年12月、関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の合意により、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定された。

水戸市男女平等参画推進基本計画
後期実施計画

平成 2 2 年 3 月発行

編集・発行

水戸市 市長公室 男女平等参画推進課

〒310-0063

水戸市五軒町 1 丁目 2 番 1 2 号

電 話 0 2 9 - 2 2 6 - 3 1 6 1

F A X 0 2 9 - 2 2 6 - 3 1 6 2